

## 労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

－貨物自動車の荷崩れ又は荷の落下を防止するため、荷に  
ロープ又はシートを掛ける等の措置を講じなかった疑い－

富岡労働基準監督署（署長 寺嶋徹之）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を、福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

### 記

#### 1 被疑者

(1) OKACON株式会社

(本店：愛知県名古屋市名東区大針一丁目28番地 業種：建設業)

(2) 同社 課長A (59歳 男性)

#### 2 事件の概要

令和6年10月16日、福島県双葉郡浪江町に所在する工事現場において、貨物自動車の荷台から資材を取り出す作業を行っていたOKACON株式会社の下請会社所属の労働者Bが、当該貨物自動車の荷台に積載されていたプラスチック製の敷板（以下「プラ敷」という。）の荷崩れに巻き込まれ、その下敷きになり死亡するという災害が発生した。

OKACON株式会社の課長Aは同社所属の労働者C及びDに、当該貨物自動車の荷台にプラ敷を積み込ませる作業を行わせるに当たり、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講じさせなかった疑い（別紙1「災害発生状況」参照）。

#### 3 罪名及び罰条（別紙2「関係法令」参照）

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者が講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第151条の10第2号（荷の積載）

同法第119条第1号（罰則規定）

同法第122条（両罰規定）

#### 4 添付資料

別紙1 災害発生状況

別紙2 関係法令

### 災害発生状況

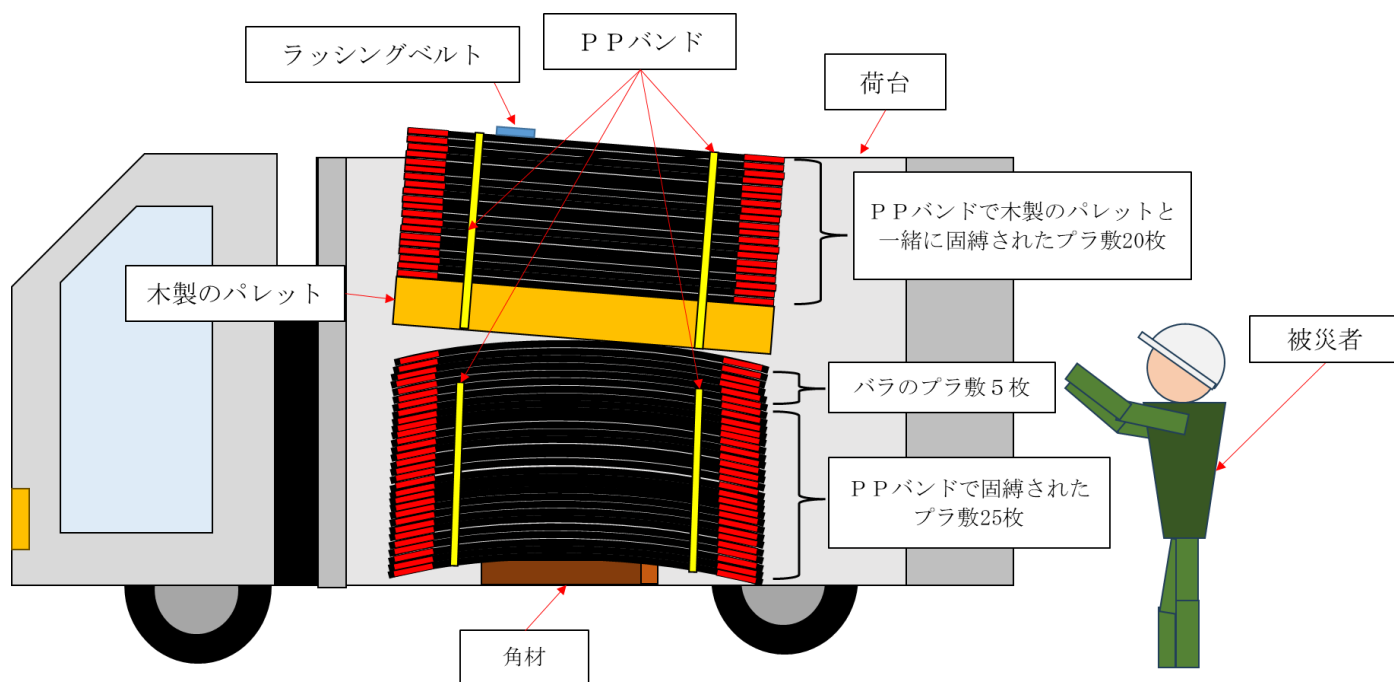


図1 災害発生直前の状況（貨物自動車側面から見た様子）

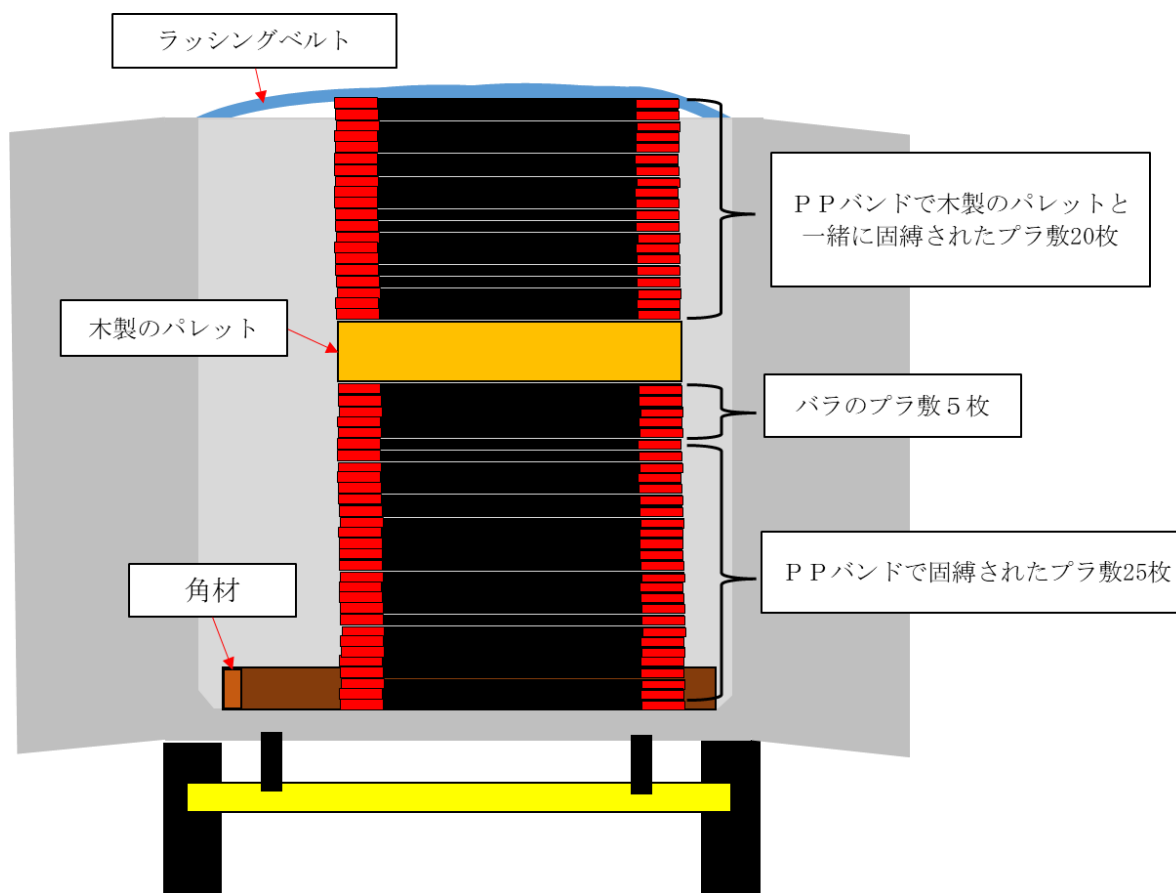


図2 災害発生直前の状況（貨物自動車後方から見た様子）

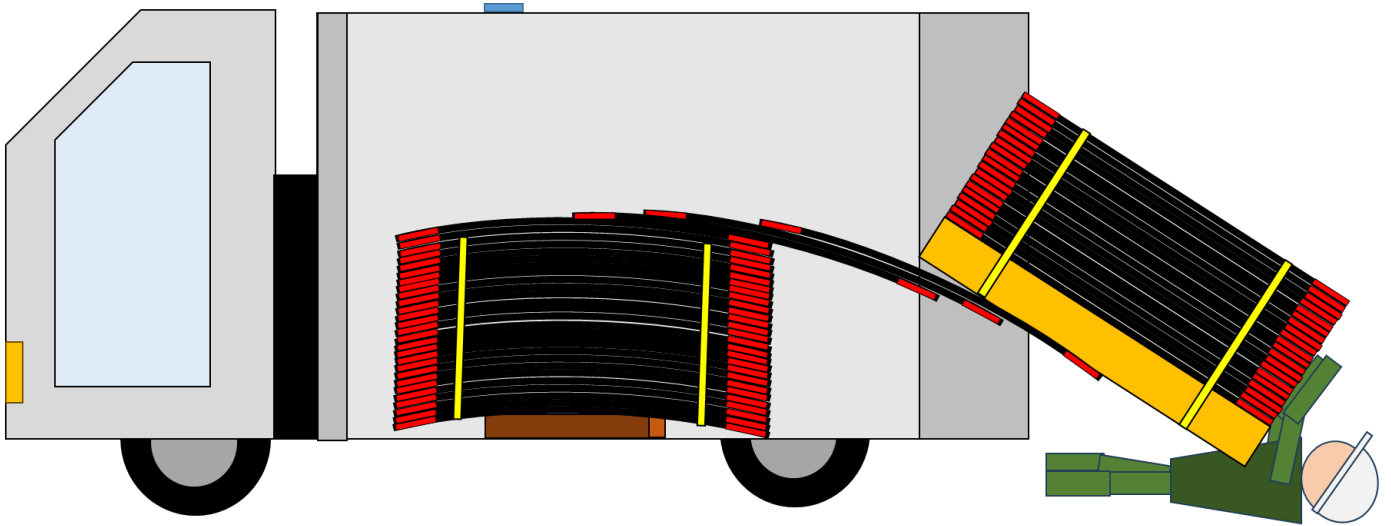


図3 災害発生時の状況（貨物自動車側面から見た様子）

## 関係法令

### 労働安全衛生法（抄）

（事業者が講ずべき措置等）

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他設備（以下「機械等」という。）による危険
- 2～3 ……（略）……

（罰則規定）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 1 ……第20条から第25条まで……の規定に違反した者
- 2～4 ……（略）……

（両罰規定）

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、……第119条……の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 労働安全衛生規則（抄）

（荷の記載）

第151条の10 事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 1 ……（略）……
- 2 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車にあつては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講じること。